

働き方改革等の推進に向けた 受発注者双方の取組について

- 例えば「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(以下適正工期ガイドライン)に盛り込まれている受発注者の取組のうち、法令や約款などで制度化することにより、一層の推進が図られるものとしてどのようなものが考えられるか。

(例) 適正工期ガイドラインに記載されている受発注者の主な取組

- ・受注者(いわゆる元請)は、建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結(違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない)。
- ・下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- ・下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- ・発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- ・予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。

- 適正な工期とは何ぞやがないと、やはりつながらないんです。結局は、適正な工期というのは、例えば4週8休、これは仮に、たとえでここでお話しするだけなんです、それだけではなくて、プラス、実はアンノンファクター、つまり不確定要素が必ずある。この不確定要素は誰も支配できない。ここは当然、実態として何日使ったのかは、はっきりわかる。
つまり、適正工期はこうするんだよ、考えるんだよということをどこかで定義すれば、それにつながる諸々の事項が芋づる式に後でルール化できる可能性がある。
- 適正な工期は何ぞやというところが、まさにポイントだと私も思います。そのところがはっきりしないと、法律にも書きにくいでしょうし、そのところがはっきりしてくれば、それぞれ何を適正な工期として証明すればいいのかというところもはっきりしてくると思います。
- 法令に書いてあっても、例えば建設業法令遵守ガイドラインでいきますと、これは法令に違反しますという事例と、違反するおそれがある事例が書かれているんです。やはりここら辺りの受発注、特に元下関係で、民間工事も含めてですけれども、取り締まるべきものはきちんと取り締まっていかなければいけないと思うんです。
- 法令であっても、約款であっても、いわゆる実効性の担保やチェックというものをどうするかという議論というか、そういったものの視点がすごく大事ではないか。

○ 工期についての基準を明確化することを通じて、受発注者双方による適正な工期設定の取組の便宜に資するため、

- ・例えば、中央建設業審議会が標準請負契約約款を作成して、その実施を勧告している例を参考としつつ、中央建設業審議会において工期に関する基準を作成し、その実施を勧告できる旨を規定してはどうか。

(参考1)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(中央建設業審議会の設置等)

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

検討の視点②(受注者による工期ダンピングの禁止)

- 検討の視点①の工期に関する基準を前提に、建設業法が受注者の責務を規定することによって、発注者保護を図ることを目的とする法律であることを踏まえれば、まずは受注者の責務を規定することとしてはどうか。
- 受注者による工期ダンピングを禁止するため、
 - ・例えば、現行の建設工事の請負代金の見積りの規定も参考としつつ、建設業者は請負契約を締結するに際して、工事の準備期間、工事の種別ごとの工事着手の時期及び工事完成の時期などの工程の細目を明らかにして建設工事の「工期」の見積りを行う旨の努力義務を規定してはどうか。
 - ・あわせて、受注者は、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約を締結してはならない旨を規定してはどうか。

(参考1)建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(平成29年8月28日)(抄)

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1)適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 受注者は、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結(「工期のダンピング」)を行わないものとする。また、下請契約においても、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定することとし、特に後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)の適正な施工期間を考慮して、全体の工期のしわ寄せがないよう配慮する。

(参考2)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(建設工事の見積り等)

第20条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3 (略)

検討の視点③(注文者による不当に短い工期設定の禁止)

○ 受注者の責務が検討の視点②で明確になっていることを前提に、受発注者の片務性から、受注者が不当に短い工期を強いられることもあることから、注文者についても一定の措置を設けることとしてはどうか。

○ 注文者による不当に短い工期設定を禁止するため、

・例えば、現行の不当に低い請負代金の禁止の規定を参考としつつ、注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に照らして著しく短い工期による請負契約を締結してはならない旨を規定してはどうか。

※検討に当たっては、工期のみを切り離して捉えるのではなく、

- ・配置される人員との関係(配置される人員次第で適正な工期の考え方が変わることも、また配置される人員の見込みは受注者しか分かり得ないこと)、
 - ・請負代金との関係(請負代金を増額し、必要な人員を追加することで短い工期を達成できる場合もあること)、
 - ・生産性向上の取組との関係(建設業者による生産性向上の取組を阻害しないこと)
- などについても留意した上で検討を深めることが必要。

(参考1)建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(平成29年8月28日)(抄)

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1)適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 工期の設定に当たっては、現場技術者や下請の社員、技能労働者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮するものとする。

- ・建設工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)の確保
- ・建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「準備期間」
- ・施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

(参考2)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(不当に低い請負代金の禁止)

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

- 検討の視点③の注文者の規範を確かなものとし、適切な工期設定に向けた実効性を担保するため、
 - ・例えば、注文者が検討の視点③の規定に違反した場合に、当該注文者に対して必要な勧告を行うことができる旨を規定してはどうか。

(参考1)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(発注者に対する勧告)

第十九条の五 建設業者と請負契約を締結した発注者(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第一項に規定する事業者(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第一項に規定する事業者)を除く。)が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

(指示及び営業の停止)

第二十八条 1~6(略)

7 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項第一号若しくは第三号に該当する建設業者又は第二項第一号に該当する第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適切な措置をとるべきことを勧告することができる。

検討の視点⑤(下請代金の支払)

- 下請代金の支払については、建設業法上、支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこととされている。また、関連する通達において、少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)は現金払とすることとしている。
- また、下請代金に係る内訳書(請負代金内訳書)については、昨年7月に標準請負契約約款が改正され、法定福利費を明示することとされた。
- 建設業従事者の働き方改革や処遇改善を図る上で、下請企業が資金調達に関して負担の少ない形で労務費等を適切に支払うことのできる環境を整えることが重要であるが、上記を踏まえ、下請代金の支払いに係る規範についてどのように考えるか。
特に、下請代金のうち労務費相当分について、手形ではなく現金払とするための規範の強化を図るべきではないか。

※下請代金の支払いについては、材工一式(材料費・工賃をまとめて支払い)などの場合もあることに留意して検討する必要がある。

(参考)下請代金の支払に関する制度と実態

(参考1)下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(平成29年12月1日国土建推27号)(抄)

5. 下請代金の支払について

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」(昭和46年3月12日通商産業省告示第82号。最終改正平成28年12月14日経済産業省告示第290号)及び「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日20161207 中第1号・公取企第140号)に基づき、元請負人は下請負人に対し、法定福利費を含む下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む)を現金払とするよう支払条件を設定すること。

(参考2)建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(下請代金の支払)

第24条の3 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(参考3)平成29年度下請取引実態調査の概要

支払い手段に関する回答結果

・全額現金で支払っている	: 72.6%	}	89.4%
・少なくとも労務費相当分現金で支払い、 残りは手形で支払っている	: 16.8%		
・その他	: 10.6%		

・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・一般許可、知事特定・一般許可)から無作為に抽出した14,059者

※本調査は、下請契約における元請負人(注文者)の不適正な行為に関する実態把握を目的としているため、知事許可建設業者に関しては、概ね資本金1千万円以上の建設業者が対象

※福島県の一部市町村の地域に主たる営業所(本社等)を有する建設業者は調査対象外。

・調査対象期間: 平成28年7月1日～平成29年6月30日における取引

・集計対象業者数: 11,068者(回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者(135者)を除いた者)

- これまで働き方改革の推進の観点を中心として、民間発注工事も含め、受発注者双方の「請負契約の適正化」に関する取組についてご議論頂いた。
- これまでご議論頂いた取組の他に、契約自由の原則を前提としつつも民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工に資するために、民間発注工事をめぐる制度の現状も踏まえて、制度面で検討すべき点はないか。

(例)

- ・技術職員の不足する小規模な民間発注者等に対するサポートの強化の視点
(建設会社から発注者への説明、建設会社に関する情報開示等)
- ・発注工事の性格や地域の実情等に応じた事業者選定の円滑化の視点
(建設会社に関する情報開示、受注者の技術力を活かした契約方式の活用等)
- ・民間発注工事におけるコンプライアンス確保の視点
- ・民間発注工事における施工体制の適正化の視点

	民間発注工事をめぐる制度の現状	公共工事における取組の例
発注準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ・各発注者の個別判断で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定(公共工事品確法 § 22) ・CM方式等の活用(公共工事品確法 § 21) ・発注見通しの公表(入札契約適正化法 § 4、6、7)
事業者選定段階	<ul style="list-style-type: none"> ・各発注者の個別判断で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、一般競争入札(会計法 § 29の3、地方自治法 § 234)かつ予定価格の範囲内における最低価格落札方式(会計法 § 29の6、地方自治法 § 234) ・工事の性格等に応じた多様な入札契約方式(技術提案交渉方式、段階的選抜方式、地域維持型契約方式等)の活用(公共工事品確法 § 14~20)
契約締結段階	<ul style="list-style-type: none"> ・中建審において契約書のひな形(民間建設工事標準請負契約約款)の作成(建設業法 § 34) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中建審において契約書のひな形(公共工事標準請負契約約款)の作成(建設業法 § 34)
施工段階	<ul style="list-style-type: none"> ・一括下請負(丸投げ)の禁止(建設業法 § 22) ・特定建設業での施工体制台帳の作成・備え置き(建設業法 § 24の7) ・施工体系図の掲示(建設業法 § 24の7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括下請負(丸投げ)の全面禁止(入札契約適正化法 § 14) ・全ての公共工事での施工体制台帳の作成、台帳の写しの発注者への提出(入札契約適正化法 § 15) ・施工体系図の公衆の見やすい場所への掲示(入札契約適正化法 § 15)
その他 (不正行為の排除)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく監督処分(建設業法 § 28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく監督処分(建設業法 § 28) ・法令違反があった場合の公共発注者による関係者への通知(入札契約適正化法 § 10、11)

民間工事

○ 民間工事について、法令上の定義は無い

※一般的には、以下のような「公共工事」に該当しない建設工事が「民間工事」として考えられている

公共工事

①入札契約適正化法、公共工事品質確保法における「公共工事」

⇒国、特殊法人等(※1)又は地方公共団体が発注する建設工事

(※1)特殊法人等一覧

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構
国立大学法人法第2条に規定される国立大学法人及び大学共同利用機関法人

②経営事項審査の受審を要する「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの」

⇒国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人(※2)が発注者であり、工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式は1,500万円)以上のもので緊急を要しないもの

(※2)公共法人、準ずる法人の例

入札契約適正化法、公共工事品質確保法における特殊法人等(※)のほか、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、日本下水道事業団、東京地下鉄株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 など

※ 情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構、自動車事故対策機構、沖縄科学技術大学院学園については、入札契約適正化法、公共工事品質確保法における特殊法人等に該当し、経営事項審査受審義務の対象外

※その他、建設業法において、技術者の専任配置が必要な工事として

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」が規定されている。

(参考)第2回基本問題小委員会資料

		規定されている受発注者の責務の例
国等の公的 主体が策定	建設業法等	<ul style="list-style-type: none"> ・見積もりの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務（業法20条）
	中建審策定の約款	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に基づく請負代金内訳書及び工程表を作成し承認を受ける義務（公共約款3条A）
	通知・ガイドライン (例) ・適正な工期設定等のためのガイドライン ・建設業法令遵守ガイドライン ・民間工事指針 等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示する義務（適正工期ガイドライン） ・下請代金はできる限り現金払いとする（建設業法令遵守ガイドライン） ・建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契約を締結するため、工事内容や請負代金等について適切に協議を実施（民間工事指針）
民間団体 が策定	民間（旧四会）連合約款	<ul style="list-style-type: none"> ・請負代金内訳書及び工程表を提出しその承認を受ける義務（民間約款4条）
	業界団体による 自主的な取組 (例) ・日建連 自主行動計画 等	<ul style="list-style-type: none"> ・特に法定福利費については、内訳が明示された標準見積書等の式により提出（下請取引適正化とな受注活動の徹底に向けた自主行動計画）

公共工事と民間工事における受注者の規律(建設業法等)

規律	公共工事	民間工事	制定年
建設工事の見積り	・見積りの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務(業法 § 20)		平成6年
下請代金の支払	・請負代金の支払を受けてから1月以内に、下請に対して下請代金を支払う義務(業法 § 24の3)		昭和46年
下請負人に対する指導	・下請負人が当該工事の施工に関し法令の規定に違反しないよう指導する義務(業法 § 24の6)		昭和46年
監理技術者の配置要件	・4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の下請契約を締結する場合(業法 § 26Ⅱ)		昭和46年 ※平成28年に要件となる金額を引き上げ
主任技術者・監理技術者の専任要件	・公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物で、契約金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合(業法 § 26Ⅲ)		昭和24年 ※平成28年に要件となる金額を引き上げ
一括下請負の禁止	・全面禁止(入契法 § 12)	・共同住宅の新築以外の工事で、発注者から書面による承諾を得たときは、一括下請負が可能(業法 § 22)	昭和24年 ※公共全面禁止は平成12年～ ※新築共同住宅全面禁止は平成18年～
施工体制台帳の作成、備置き	・全ての工事において作成、備置きが必要(入契法 § 15)	・特定建設業者のみ作成、備置きが必要(業法 § 24の7)	平成6年 ※全ての公共工事での作成義務は平成26年～
経営事項審査の受審	・事業年度ごとに受審義務(業法 § 27の23) (各発注者の入札参加資格要件に位置付け)	・義務無し	平成6年 ※審査そのものは昭和36年～
許可行政庁による指導、助言、勧告	・許可行政庁から建設業者に対して指導、助言、勧告が可能(業法 § 41)		昭和36年
許可行政庁による公取への措置請求	・不当に低い請負代金で契約を締結し、独禁法違反と認められるときは、公取に対して独禁法に基づく措置を請求することが可能(業法 § 42) ※過去の発動事例無し		昭和46年

受注者に対する規律

規律	公共工事	民間工事	制定年
契約内容の明示	・書面の交付義務(契約当事者双方の義務) (業法 § 19)		昭和24年
不当に低い請負代金の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3) →違反した場合、許可行政庁による勧告(業法 § 19の5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3) →勧告規定無し (ただし、発注者が建設業者の場合は、業法 § 42により、必要な助言指導が可能) 	昭和46年
発注見通しや入札契約の過程の公表	・公表義務(入契法 § 4～ § 8)	・義務無し	平成12年
発注者による入札金額の内訳の提出	・内訳を記載した書類の提出義務(入契法 § 12)	・義務無し	平成26年
受注者が欠格事由に該当する場合の許可行政庁への通報	・通報義務(入契法 § 11)	・義務無し	平成12年
発注者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の適正な設定 ・適正な予定価格に沿った速やかな契約締結 ・最低制限価格の設定 ・適正な工期の設定 ・適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更 ・施工状況の確認及び評価の実施 (品確法 § 7各号) ・監督や検査の実施(会計法 § 29の11、地方自治法 § 234の2) 	・義務無し	平成26年 (品確法部分) 昭和36年 (会計法部分) 昭和38年 (地方自治法部分)

発注者に対する規律

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂16

背景

○下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

○関係法令の改正

建設業法施行令が改正され、物価上昇及び消費税増税等を踏まえ、施工体制台帳の作成等を要する金額要件を引き上げ。

改正概要

○下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

- ① 下請代金はできる限り現金払い
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者には負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
- ③ 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

○違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

○関係法令の改正への対応

平成28年6月1日施行の建設業法施行令の改正内容を反映させるため、帳簿の添付書類である施工体制台帳等の作成金額要件について改正。

指針の趣旨等

- 民間建設工事の適正な施工を図るためには、請負契約に先立ち、具体的な施工上のリスクについて受発注者間で情報共有を図り、リスク負担について適切に協議を行うことが必要。
 - 施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを民間工事指針としてとりまとめることで、円滑な工事施工が図られ、消費者が安心して住宅購入や施設利用を行うことが期待。
- ⇒ 7月14日に策定し、同日、関係団体宛に通知を发出。(民間発注者団体3団体、建設業関係団体105団体)

指針の構成

□事前調査の重要性

現場不一致等を防ぎ、工事を円滑に進めるために、調査会社の調査結果や専門的知見を活用して必要な事前調査を実施。

□必要な情報提供の実施

発注者が工事条件等について情報提供するとともに、施工者が工事経験等を基に専門的な見解を提案し、情報共有を図る。

□関係者間の協力体制の構築

関係者間が事前調査等の情報を共有して、以下の協議項目について施工上のリスクに関する協議を行い、共通認識を持った上で請負契約を締結することが必要。

□適切な工事請負契約の締結

建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契約を締結するため、工事内容や請負代金等について適切に協議を実施。

具体的な協議項目

□事前協議の項目(12項目)

- 地中関係(支持地盤深度/地下水位/地下埋設物/土壤汚染)
- 設計関係(設計図書との調整/設計間の整合)
- 資材関係
- 周辺環境(近隣対応/騒音振動/日照障害等)
- 天災(地震、台風等)
- その他(法定手続き)

<協議項目の例>

■支持地盤深度に関する基本的考え方

適切な事前調査を行っても想定できないような施工上のリスクが発現し、杭長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担等について、予め受発注者間で協議を行う。

■設計図書との調整に関する基本的考え方

不確定部分を残したまま工事契約を締結して、施工中に設計修正等が必要となる場合の追加費用の負担等について、設計者からの適切な情報提供を受け、予め受発注者間で協議を行う。

項目	主な実施事項
基本的考え方	<p>以下の原則を確認するとともに、Ⅰ. 及びⅡ. に基づき、下請取引の適正化について取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法等関係法令、建設業法令遵守ガイドライン等を遵守 ・協力会社との双方向コミュニケーションを強化し、相互信頼に基づく対等なパートナーシップを形成 ・主要な協力会社との共存共栄 ・協力会社とともに担い手の処遇改善を推進 ・行き過ぎた重層下請け構造の改善（可能な分野で原則二次まで）
Ⅰ. 下請取引の適正化	<p>(1) 合理的な請負代金と工期の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な見積期間の設定。工事内容や代金支払時期・方法等、具体的な見積条件の提示。 ・見積りの際に、法定福利費等処遇改善に必要な経費などを適切に考慮するよう、協力会社へ要請。 ・根拠のない工期短縮の要請は現に慎み、適正な休日の確保について十分留意。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(2) 適正な請負契約の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に規定の14項目を記載した契約書を、着工前に取り交わすことを徹底。（追加・変更含む。） ・下請契約の締結にあたっては、双方が対等な立場で協議することを徹底。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(3) 下請代金支払の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現金払とし、手形併用の際は、現金比率を高めることに留意。労務費相当分の現金払を徹底。 ・手形の現金化にかかる割引料等のコストが協力会社の負担とならないよう、下請代金の額を十分協議。 ・手形期間は120日以内で、できる限り短い期間とし、将来的に60日を目標として改善に努める。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(4) 協力会社に対する普及啓発・支援活動及び定期的なフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力会社が行う建設技能者の活用・育成活動への支援。 ・実施事項の定期的フォローアップ及び結果のフィードバック。 <p style="text-align: right;">等</p>
Ⅱ. 適正な受注活動の徹底	<p>(1) 適正価格での受注の徹底</p> <p>原則、「不当に低い請負代金」での発注には応じない。建設技能者の処遇改善に必要な費用を十分考慮して受注。</p> <p>(2) 適正工期の確保</p> <p>民間発注者との契約締結に当たって、十分に協議を行った上で工期を設定。短い工期で契約する場合は、短工期での施工に必要な費用を前提とした請負価格での契約に努める。</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(3) 適正な契約条件等の確保</p> <p>標準的な約款に沿った契約を締結するよう発注者に働きかけ。長期手形を交付しない、引渡し終了後の速やかな支払等、適正な支払い条件の確保を発注者に働きかけ。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
別紙 元請企業と協力会社の連携・ 協力に係る参考事例	<p>1. 本自主行動計画の内容の普及・啓発にあたっての活用できる参考事例</p> <p>①ガイドラインや通達の周知、②講習会・説明会、意見交換会の開催</p> <p>2. 協力会社や建設技能者に対する支援に向けた参考事例</p> <p>①人材採用に対する支援、②技能者教育・訓練に対する支援、③資格取得支援、優良技能者制度、④協力会社の経営安定、成長に向けた支援</p>

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(再掲)

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。

- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂